

令和 6 年 3 月 2 9 日

人事院事務総局職員福祉局長

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う関係人事院事務総局職員福祉局長通知の一部改正について（通知）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 7 3 号）の一部の施行等に伴い、下記に掲げる人事院事務総局職員福祉局長通知の一部をそれぞれ次のとおり改正したので、令和 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

1 休憩時間の運用について（平成 3 0 年 1 2 月 7 日職職— 2 4 6）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよ
うに改める。

改 正 後	改 正 前
1・2 （略）	1・2 （略）
3 各省各庁の長があらかじめ運用 通知第 6 の第 3 項の申出に関する	3 各省各庁の長があらかじめ運用 通知第 6 の第 3 項から第 6 項まで

書類の様式を定める場合の参考例を示せば、別紙1及び別紙2のとおりであること。

4 運用通知第3の第13項に規定する職員に係る運用通知第6の第3項の申出については、書面によらない方法で行うことも可能であり、その場合の方法としては、当該書面に係る記載事項について、様式によらず、職員が電子メールを送信する方法や、各省各庁の長が職員から聴取した内容を記録する方法等が考えられること。

5 運用通知第6の第3項(2)アの「適切な実施を確保できない場合」とは、在宅勤務等を行う場所と通常の勤務場所との間の移動並びに当該職員の食事及び疲労の回復のために必要な時間を確保することができない場合をいうこと。

6 運用通知第6の第3項(3)イの「交通機関を利用する時間」は、交通機関を利用するために待つ時間及び乗り継ぎのために待つ時間を含むものであること。

7 運用通知第6の第3項(3)ウの

の申出に関する書類の様式を定める場合の参考例を示せば、別紙1及び別紙2のとおりであること。

4 規則第4条の5の2に規定する職員に係る運用通知第6の第3項から第6項までの申出については、書面によらない方法で行うことも可能であり、その場合の方法としては、当該書面に係る記載事項について、職員が電子メールを送信する方法や、各省各庁の長が職員から聴取した内容を記録する方法等が考えられること。

5 運用通知第6の第4項(1)の「適切な実施を確保できない場合」とは、職員の住居と通常の勤務場所との間の移動並びに当該職員の食事及び疲労の回復のために必要な時間を確保することができない場合をいうこと。

6 運用通知第6の第5項(4)の「交通機関を利用する時間」は、交通機関を利用するために待つ時間及び乗り継ぎのために待つ時間を含むものであること。

7 運用通知第6の第5項(5)の「交

「交通機関の混雑の程度」とは、職員が通常の勤務における登庁又は退庁の時間帯に常例として利用する交通機関の混雑の程度をいうこと。

また、母体又は胎児の健康保持への影響については、母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項により判断するものとする。

8 （略）

「交通機関の混雑の程度」とは、職員が通常の勤務における登庁又は退庁の時間帯に常例として利用する交通機関の混雑の程度をいうこと。

また、母体又は胎児の健康保持への影響については、母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項により判断するものとする。

8 （略）

休憩時間変更事由届
(第6の第3項②イ及び同項③アからウまで関係)

(年 月 日提出)

(各庁各庁の長)	殿	所属	氏名
(該当する□にシ印を付する。)			
<input type="checkbox"/> 次の事由に該当し、次のとおり休憩時間を変更したいので申し出ます。 <input type="checkbox"/> 次の該当する事由が消滅した(する)ので申し出ます。			
(申出の事由の事実発生日又は消滅日： 年 月 日)			
I 休憩時間の延長(延長の内容： 分 → 分)			
<input type="checkbox"/> 1 小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子の養育			
子の氏名			
子の生年月日又は出産予定日		年 月 日	
<input type="checkbox"/> 2 要介護者の介護			
要介護者の氏名	職員との続柄	要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
II 休憩時間の短縮(短縮後の休憩時間：□4.5分 □3.0分)			
<input type="checkbox"/> 1 小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子の養育			
子の氏名			
子の生年月日又は出産予定日		年 月 日	
<input type="checkbox"/> 2 要介護者の介護			
要介護者の氏名	職員との続柄	要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
<input type="checkbox"/> 3 通勤時間の短縮			
変更前後の通勤経路及び通勤時間	変更前		
	変更後		
<input type="checkbox"/> 4 妊娠中の女子職員の通勤			
備考			

休憩時間変更事由届
(第6の第4項②及び第5項①から⑤まで関係)

(年 月 日提出)

(各庁各庁の長)	殿	所属	氏名
(該当する□にシ印を付する。)			
<input type="checkbox"/> 次の事由に該当し、次のとおり休憩時間を変更したいので申し出ます。 <input type="checkbox"/> 次の該当する事由が消滅した(する)ので申し出ます。			
(申出の事由の事実発生日又は消滅日： 年 月 日)			
I 休憩時間の延長(延長の内容： 分 → 分)			
<input type="checkbox"/> 1 小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子の養育			
子の氏名			
子の生年月日又は出産予定日		年 月 日	
<input type="checkbox"/> 2 要介護者の介護			
要介護者の氏名	職員との続柄	要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
II 休憩時間の短縮(短縮後の休憩時間：□4.5分 □3.0分)			
<input type="checkbox"/> 1 小学校就学の始期に達するまでの子の養育			
子の氏名			
子の生年月日又は出産予定日		年 月 日	
<input type="checkbox"/> 2 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子の送迎			
子の氏名			
子の生年月日		年 月 日	
送迎が 必要な理由			
<input type="checkbox"/> 3 要介護者の介護			
要介護者の氏名	職員との続柄	要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
<input type="checkbox"/> 4 通勤時間の短縮			
変更前後の通勤経路及び通勤時間	変更前		
	変更後		
<input type="checkbox"/> 5 妊娠中の女子職員の通勤			
備考			

(裏面)

記入上の注意

1. II 3 「通勤時間の短縮」に係る「変更前」欄及び「変更後」欄の記入方法は、次の記入例を参照する。

記入例

変更前後の通勤経路及び通勤時間	変更前	官署 17:15 終業	10分 徒歩	〇〇停留所 17:55 発	30分 バス	自宅 18:30 着
	変更後	官署 17:00 終業	10分 徒歩	〇〇停留所 17:15 発	30分 バス	自宅 17:50 着

2. 備考欄は、例えば人事担当部局において公務の運営の支障の有無等を記入する場合に用いる。

(裏面)

記入上の注意

1. II 4 「通勤時間の短縮」に係る「変更前」欄及び「変更後」欄の記入方法は、次の記入例を参照する。

記入例

変更前後の通勤経路及び通勤時間	変更前	官署 17:15 終業	10分 徒歩	〇〇停留所 17:55 発	30分 バス	自宅 18:30 着
	変更後	官署 17:00 終業	10分 徒歩	〇〇停留所 17:15 発	30分 バス	自宅 17:50 着

2. 備考欄は、例えば人事担当部局において公務の運営の支障の有無等を記入する場合に用いる。

別紙2

休憩時間変更事由届
(第6の第3項(1)、(2)ウ、(3)エ及び(4)関係)

(年 月 日提出)

(各庁各課の長)	職	所属	氏名
<input type="checkbox"/> 該当する□(こ)し印を付する。 <input type="checkbox"/> 次の事由に該当し、次のとおり休憩時間を変更したいので申し出ます。 <input type="checkbox"/> 次に該当する事由が消滅した(する)ので申し出ます。			
〈申出の事由の事実発生日又は消滅日： 年 月 日〉			
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者等 (障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和36年法律第123号)第37条第2項に規定する対象障害者)			
<input type="checkbox"/> 勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として規則10-4(職員の保健及び安全保持)第9条第1項に規定する健康管理医が認めるもの			
休憩時間の変更の類型	<input type="checkbox"/> 分割	<input type="checkbox"/> 延長	<input type="checkbox"/> 短縮 <input type="checkbox"/> 追加
休憩時間の変更の 具体的内容			
休憩時間の変更を 必要とする理由			
備考			

記入上の注意

備考欄は、例えば人事担当部局において公務の運営の支障の有無等を記入する場合に用いる。

別紙2

休憩時間変更事由届
(第6の第3項、第4項(ウ)、第5項の(6)及び第6項関係)

(年 月 日提出)

(各庁各課の長)	職	所属	氏名
<input type="checkbox"/> 該当する□(こ)し印を付する。 <input type="checkbox"/> 次の事由に該当し、次のとおり休憩時間を変更したいので申し出ます。 <input type="checkbox"/> 次に該当する事由が消滅した(する)ので申し出ます。			
〈申出の事由の事実発生日又は消滅日： 年 月 日〉			
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者等 (障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和36年法律第123号)第37条第2項に規定する対象障害者)			
<input type="checkbox"/> 勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として規則10-4(職員の保健及び安全保持)第9条第1項に規定する健康管理医が認めるもの			
休憩時間の変更の類型	<input type="checkbox"/> 分割	<input type="checkbox"/> 延長	<input type="checkbox"/> 短縮 <input type="checkbox"/> 追加
休憩時間の変更の 具体的内容			
休憩時間の変更を 必要とする理由			
備考			

記入上の注意

備考欄は、例えば人事担当部局において公務の運営の支障の有無等を記入する場合に用いる。

2 超過勤務を命ずるに当たっての留意点について（平成31年2月1日職職—
22）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1～5 （略）</p> <p>6 長時間の超過勤務を命ぜざるを得ない場合の職員の健康への配慮</p> <p>(1) 長時間の超過勤務が継続することは、職員の心身の健康及び福祉に害を及ぼすおそれがあることから、極力これを避けるよう努めること。また、公務の運営の必要上、職員に長時間の超過勤務を一定期間命ぜざるを得ない場合については、人事担当部局等に事前又は直後に報告し超過勤務命令の状況のチェックを受ける方策などにより、必要最小限にとどめるよう努めること。</p> <p>とりわけ<u>週休日又は勤務時間法第6条第3項の規定による勤務時間を割り振らない日</u>において勤務を命ずる場合には、職員の健康及び福祉に与える影響の</p>	<p>1～5 （略）</p> <p>6 長時間の超過勤務を命ぜざるを得ない場合の職員の健康への配慮</p> <p>(1) 長時間の超過勤務が継続することは、職員の心身の健康及び福祉に害を及ぼすおそれがあることから、極力これを避けるよう努めること。また、公務の運営の必要上、職員に長時間の超過勤務を一定期間命ぜざるを得ない場合については、人事担当部局等に事前又は直後に報告し超過勤務命令の状況のチェックを受ける方策などにより、必要最小限にとどめるよう努めること。</p> <p>とりわけ<u>週休日</u>において勤務を命ずる場合には、職員の健康及び福祉に与える影響の大きさに鑑み、特に嚴重に出勤の必要性のチェックを行うこと。</p>

大きさに鑑み、特に厳重に出勤
の必要性のチェックを行うこ
と。

(2) (略)

7 (略)

(2) (略)

7 (略)

以 上